参考資料　1
R8.3.17 第３回 栄養機能食品に関する検討会

「令和７年度　栄養機能食品に関する検討会」開催要領

第１ 趣旨

栄養機能食品制度は 2001（平成 13）年に創設され、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）において 20 種類の栄養成分（脂肪酸１種類、ミネラル６種類、ビタミン 13 種類）が規定されている。ある食品を栄養機能食品として販売するためには、１日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量が、同基準別表第 11 に定められた下限値及び上限値の範囲内にある必要があるほか、同表で定められた当該栄養成分の機能だけでなく摂取をする上での注意事項等も表示する必要がある。

栄養機能食品制度については、制度創設以降、2004（平成 16）年及び 2015（平成 27）年に機能の表示をすることができる栄養成分の追加、2005（平成 17）年に栄養成分の下限値及び上限値の見直し、2015（平成 27）年に栄養成分の下限値の見直しが行われてきた一方で、栄養成分の機能や摂取をする上での注意事項の文言については見直しが行われていない。特に栄養成分の機能の文言は、現行の「日本人の食事摂取基準」（厚生労働省）に記載された機能のエビデンスとかい離が生じていることが「令和元年度栄養素等表示基準値の改定に関する調査事業報告書」（令和２年４月 消費者庁）において指摘されている。

本検討会は、こうした状況を踏まえ、我が国の栄養機能食品制度の見直しについて検討するため、消費者庁が開催するものである。

第２ 検討項目

我が国における栄養機能食品に関する施策について検討を行う。

第３ スケジュール及び進め方

令和７年度中に３回程度検討を行い、栄養機能食品制度の見直しについて検討する。

第４ 構成員等

（１）検討会は、別紙の者で組織する。
（２）検討会に座長を置き、座長は構成員の互選によって選任する。
（３）座長は、検討会を統括する。

第５ 運営

（１）検討会の庶務は、（株）シード・プランニングにおいて処理する。
（２）消費者庁は、必要があると認めるときは、参考人として、専門家に検討会

への出席を求め、意見を聴くことができる。

（３）座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

（４）検討会は、原則として公開にて行う。

（５）検討会の資料は、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

（６）検討会の議事録については、各回終了後、構成員の了解を得た上で、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。

（７）この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

（別紙）

「令和７年度　栄養機能食品に関する検討会」構成員　計９名

五十音順・敬称略

氏　名	所　属
阿部　絹子	公益社団法人　日本栄養士会　常務理事
石見　佳子	東京農業大学　総合研究所　参与・客員教授
川久保　英一	一般社団法人　健康食品産業協議会　会長
河野　浩	一般財団法人　食品産業センター　参与
郷野　智砂子	一般社団法人　全国消費者団体連絡会　事務局長
坂口　景子	淑徳大学　看護栄養学部　栄養学科　講師
○佐々木　敏	東京大学　名誉教授
村尾　芳久	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 事務局長
森田　満樹	一般社団法人　Food Communication Compass　代表

○：座長

＜参考人＞五十音順・敬称略

上西　一弘：女子栄養大学栄養学部　教授

岡田　知佳：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所
栄養疫学・政策研究センター 栄養疫学研究室長

吉田　宗弘：関西大学　名誉教授